

交流センターの利用について

- * 利用時間 午前9時から午後10時まで
- * 利用する前日までに使用申請書を提出していただきます。(電話での受付はしていません)
利用日の2ヶ月前から申請可能です。
- * 利用申請書には**使用する本人**の氏名(団体名)を記入してください。(提出は代理人可)
- * 利用した部屋は、イス・テーブルなど元の状態に戻してください。
- * ゴミは持ち帰りましょう。
- * 館内は**全面禁煙**となっております。
建物外(交流センター玄関前)の喫煙場所をご利用ください。
- * 自動ドアのスイッチの切り忘れに注意しましょう。
- * 使用報告書は正しく記入してください。(特に使用日時、使用者名)

ふじね体育館・ふじねふれあいグラウンド使用時の留意点

◆ 施設利用申請・使用報告について

- ・ふじね体育館、ふじねふれあいグラウンドを使用する場合は、前日までに必ず申請の上、許可を得てください。申請は2ヶ月前から可能です。申請受付は藤根地区交流センターが窓口となっております。受付時間は9時～17時まで。(土・日曜日、祝祭日を除く)
※ 電話での受付は行っておりません。

◆ 施設使用料は無料です。

- ・使用後は、使用状況を報告書に記入し、藤根地区交流センター又は鍵管理人(石川理容店)へ提出してください。

◆ 利用時間の厳守

- ・使用時間は**9時～22時**までです。準備から片付けの時間を含めて申請してください。

◆ 利用者のマナー

- ・体育館使用後は、責任者が責任を持って照明器具の消灯、窓等の戸締り、体育館内の全ての施錠を確認し、閉め忘れの無いように注意してください。
- ・使用後は現状どおりに戻してください。
- ・ゴミは必ず持ち帰るようご協力ください。
- ・ふじね体育館、ふじねふれあいグラウンドは**全面禁煙**です。
藤根地区交流センター喫煙所(交流センター玄関)をご利用ください。
- ・使用時は藤根地区交流センター駐車場をご利用ください。
路上駐車は絶対にしないでください。

◆ その他

- ・施設の備品等を破損した場合はすみやかに、藤根自治振興会(交流センター内☎73-5299)へ必ずご連絡ください。設備器具などを破損した場合は、実費弁償していただきます。
- ・冬季間体育館で暖房器具を使用する際は、事前に交流センターへ許可を得てください。
その際の燃料(灯油)は使用者で用意し、使用後必ず補充してください。